ロ　木材の船舶からの受取り若しくは荷主への引渡し又は木材の船舶への引渡し若しくは荷主からの受取りにあわせてこれらの行為に先行し又は後続する法第二条第一項第二号及び第五号に掲げる行為を一貫して行う一般港湾運送事業	(イ)　一種港	京浜	五十万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者
		名古屋	五十万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者
		大阪	二十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者
		神戸	二十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者
		関門	二十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者
	(ロ)　二種港		十万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者
	(ハ)　三種港		当該港湾における推定による木材（港湾運送のうち法第二条第一項第一号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量の二分の一以上の木材を年間に処理し得る施設及び労働者
ハ　個品運送貨物の船舶への引渡し又は個品運送貨物の船舶からの受取りにあわせてこれらの行為に先行し又は後続する法第二条第一項第三号及び第四号に掲げる行為を一貫して行う一般港湾運送事業	一種港、二種港及び三種港		六万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
ニ　その他の一般港湾運送事業	(イ)　一種港	京浜	十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
		名古屋	二十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
		大阪	十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者

木材の船舶からの受取り若しくは荷主への引渡し又は木材の船舶への引渡し若しくは荷主からの受取りにあわせてこれらの行為に先行し又は後続する法第二条第一項第二号及び第五号に掲げる行為を一貫して行う一般港湾運送事業	一種港	京浜	五十万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者
		名古屋	五十万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者
		大阪	二十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者
		神戸	二十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者
		関門	二十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者
	二種港		十万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者
	三種港		当該港湾における推定による木材（港湾運送のうち法第二条第一項第一号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量の二分の一以上の木材を年間に処理し得る施設及び労働者
個品運送貨物の船舶への引渡し又は個品運送貨物の船舶からの受取りにあわせてこれらの行為に先行し又は後続する法第二条第一項第三号及び第四号に掲げる行為を一貫して行う一般港湾運送事業	一種港、二種港及び三種港		六万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
その他の一般港湾運送事業	一種港	京浜	十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
		名古屋	二十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
		大阪	十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者